

## 都市再生整備計画（守山中心市街地地区） 事後評価結果の公表について

守山市では、平成 21 年度にまちづくり交付金事業において、「守山中心市街地地区」が事業採択を受け、“絆と活力ある「共生都市」の創造”を目指して、守山小学校と守山幼稚園の合築やあまが池プラザの整備、水辺遊歩道・歴史回廊ネットワークの形成等に取り組んできました。事業期間は平成 22 年度から平成 25 年度の 4 ヶ年で、本年度が事業最終年度となっています。

「まちづくり交付金事業」とは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現し、都市の再生を効率的に推進することにより、住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成 16 年に創設された国土交通省所管の事業で現在は「都市再生整備計画事業」と名称を変えています。

「都市再生整備計画事業」では、事業実施前の計画段階で目標となる数値指標を設定し（詳細については都市再生整備計画参照）、事業最終年度に事後評価を行い達成状況等の確認をすることになっています。

そのため、平成 25 年 11 月までに守山中心市街地地区都市再生整備計画の事後評価を行い、その結果を事後評価原案として取りまとめ、平成 25 年 12 月に市民のみなさまに公表させていただきました。

今回は、事後評価原案の公表後、学識経験者等で構成される「都市再生整備計画事後評価委員会」での審議を経て、事後評価結果として公表するものです。

また、今後は、フォローアップ等を行い、数値目標の推移について整理、確認していく予定です。

### 【事後評価結果の閲覧方法】

事後評価結果は、市ホームページでご覧になれるほか、守山市役所 2 階 都市再生課窓口に公表しています。

**【ご意見等の受付期間および受付方法】**

期間：平成 26 年 4 月 14 日（月）～平成 27 年 4 月 13 日（月）

※都市再生課窓口への直接持参による受付は、平日の執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とさせていただきます。

受付方法：都市再生課窓口への持参、電子メール、FAX、郵送等による書面提出  
（電話、口頭による受付はいたしません。提出していただく書面は任意書式とし、郵送については締切日当日の消印まで有効とします。）

**【ご意見等の取り扱いについて】**

ご意見等については、今後のまちづくりの参考にさせていただきますが、原則個別回答は行いませんのでご了承ください。

**【公表資料】**

都市再生整備計画事後評価結果

都市再生整備計画事後評価結果参考資料

都市再生整備計画（第 5 回変更）

**【お問い合わせ先】**

守山市都市経済部都市活性化局都市再生課

〒524-8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

TEL077(582)1137 FAX077(582)6947

Eメール：toshisaisei@city.moriyama.lg.jp